

# くらしの最低保障引下げに NO!

2014 年 10 月 10 日 &lt; 第3号 &gt;

～生活保護基準違憲訴訟の勝利をめざして～

発行:生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 &lt;連絡先&gt;さいたま司法書士事務所内 TEL048(815)6978

「原告、支援者のつどい」開催

## 健康で文化的な生活を

9月26日、埼玉総合法律事務所で「原告、支援者のつどい」を開催しました。冒頭、寺久保光良連絡会会長より「みなさんの闘いは歴史的な闘いになる。国民生活そのものが崩されている状況の中で、国民の理解を得、歴史の扉を押し開ける意義がある」とエールが送られました。

古城英俊弁護士から、改めて訴状の中身について説明がありました。訴状では、1 昨年8月の生活扶助費を減額する処分の取り消し、2 国に対する損害賠償請求（請求額1万円）を求め、その説明をしています。国が生活保護基準を切り下げた行為は、違憲、違法であり、その理由が示されています。1つは、生活保護法は憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」を具現化したものですが、原告らの生活実態からはこれらが確保されておらず、基準引き下げによってさらに悪化しています。もう1つは、基準引き下げを実施に至った経緯などを問題にしています。質疑を通して、自分たちが訴えている内容を改めて確認するとともに、「健康で文化的な生活」と、現在の暮らしを照らす機会となりました。

「たんぱく質などバランスよくとれていない。糖尿病予備軍だと言われている。結局、てっとり早く高カロリーなものに偏ってしまう」

「裁判官は、生活保護受給者の生活がイメージできないかもしれない。生活実態を伝えて行けるといい」

### 「健康な生活」

- ・住居の確保
- ・生命維持に必要なライフラインの確保
- ・十分に疾病の治療をすることができること
- ・衛生状態が良好に保たれていること
- ・生命維持のための栄養素の確保

### 「文化的な生活」

- ・社会の情報を取り入れること
- ・自尊心を保ちつつ他者と交際すること
- ・子どもに不自由のない教育を受けさせること

(古城弁護士のレジュメより)

「フルタイムでは働けない。収入があると引かれてなかなか生活保護を脱却できない。生活保障のあり方についても聞きたいと思う」等々、裁判に向けての積極的な意見も出されました。

今後、裁判は2か月に1回程度、原告が意見陳述できるような場が持てるようにしたい意向です。具体的には、10月23日に原告と弁護団で裁判に向けての会議を持ち検討していきます。

閉会后、有志で交流を図りました。「裁判当日は駅前に出て、アピールもしていきたいね」そんな意気込みも語られました。

いよいよ裁判です。多くの人たちと力を合わせて行きましょう。応援よろしくお願い致します。

## 第1回期日決定! 11月19日(水)

14:30～15:30 さいたま地方裁判所

アピール街宣行動 12:00～ 浦和駅前(予定)

応援・報告集会 14:30～16:30(予定)

\*大勢の参加でアピールしていきましょう!